

久留米市成年後見センター便り④

市成年後見センターでは、成年後見制度に関する専門的な相談に応じられるよう、毎週木曜日に弁護士相談を行っています。事前に予約のうえ、お気軽にご相談ください。

このページでは、市成年後見センター弁護士が、成年後見制度に関する疑問にシリーズで答えています。

『こんな時どうする？～成年後見制度の手続き～』

親の判断能力が認知症によって低下したため、親の財産管理をきちんと行っていく成年後見人等を決めようと、兄弟で話し合いました。その結果、自分が手続きを行うことになりました。

Q. 成年後見制度の手続きはどこで、どのように行えばいいのでしょうか？市成年後見センターで、できますか？

A. 手続きは、本人（判断能力が低下した人）が居住する地の家庭裁判所で行います。

手続きの大まかな流れは、①必要な書類を揃えて家庭裁判所に提出する、②家庭裁判所の調査官による調査、③審判（成年後見人等の決定等）となります。その他、手続きに関することを以下の表に記載したのでご覧ください。

| | |
|-----------|---|
| 手続きができる人 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人 ・配偶者 ・4親等内の親族（親、子、孫、兄弟姉妹等） ・地方自治体の長 等 |
| 手続きにかかる費用 | <ul style="list-style-type: none"> ・収入印紙800円（手続きの際の手数料、場合により追加が必要） ・収入印紙2,600円（法務局に登記される際の手数料） ・郵便切手3,860円（揃える金種が指定されています。4,490円になる場合もあります。） ・その他、戸籍等の取得手数料や診断書の費用等がかかります。 |
| 用意する書類 | <ul style="list-style-type: none"> ○書式が用意されているもの（書式は当センターや家庭裁判所にあります。） <ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・財産目録 ・登記されていないことの証明書 ・成年後見用診断書 ・本人に関する質問票 等 ○本人の財産内容を証明する資料の写し <ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳 ・株式、国債等を有していれば、それに関する取引残高報告書 ・生命保険等に加入していれば、保険証券 ・借金があれば、ローン契約書又は借用書及び返済明細書 ・不動産があれば、登記事項証明書 ・収入内容を証明する資料（給与明細書、年金証書、年金改定の通知書、年金の振込口座の通帳等） ・支出内容を証明する資料（施設利用料、入院費等の領収書、健康保険料納付書、介護保険料納付書、固定資産税納付書、地代や家賃などの領収書等） 等 ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・住民票や戸籍謄本 ・療育手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し 等 |

当センターでは、家庭裁判所に提出する書式をお渡しできるほか、手続きについての詳しい説明や助言をいたします。お気軽にご相談ください。

相談時間 月曜～金曜 8時30分～17時15分
 （土・日・祝日・年末年始はお休みです。）
 ※弁護士相談は予約が必要です。

【問合わせ】 市成年後見センター（市社会福祉協議会内）
 ☎ 0942・30・2732



今回の担当弁護士

せいすい 青翠法律事務所 大脇 久和 弁護士